議案第52号

土地の取得について

スポーツ施設整備事業用地の取得について、次のとおり仮契約を締結したので、市議会の議決を求める。

平成24年11月30日提出

市川市長 大 久 保 博

記

1 所 在 市川市北方町4丁目1477番1

2 面 積 7,681.92平方メートル

3 契約金額 353,368,320円

4 契約相手方 市川市東菅野2丁目23番1号

市川市土地開発公社

理事長 小 髙 忠

理 由

既定予算に基づくスポーツ施設整備事業用地の取得について、相手方と売買仮契約を締結したので、市川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第27号)第3条の規定により提案するものである。

土地壳買仮契約書

市川市土地開発公社(以下「甲」という。)と市川市(以下「乙」という。)とは、甲の所有する土地を乙のスポーツ施設整備事業用地に供するため、次の条項により土地売買仮契約を締結する。

(契約の主旨)

第1条 甲は、末尾記載の土地(以下「土地」という。)を乙に売り渡し、乙は、これを 買い受ける。

(売買代金)

第2条 売買代金は、金353,368,320円とする。

(所有権の移転)

- 第3条 甲は、別紙1に記載の償還表の所有権持分割合に基づき、年度ごとの売買代金の 支払期日までに、乙名義で登記する。
 - 2 乙は、前項の登記の手続きに必要な書類等、その他甲が必要と認めて提出を求めた書類を遅滞なく甲に提出するものとする。

(売買代金等の支払)

第4条 乙は、甲に対し別紙1に記載の償還表に基づき、売買代金を支払うものとする。 また、借入利息については、甲の請求によりその都度甲に支払うものとする。

(土地の引渡し)

第5条 甲は、前条の支払確認後、直ちにこの土地を引き渡すものとする。

(瑕疵担保)

第6条 乙は、この土地について前条に定める土地の引渡しを受けた後、これに隠れた 瑕疵を発見したときは、甲に対しその賠償を請求することができる。

(契約外事項)

第7条 この契約に定めのない事項、その他疑義が生じたときは、甲乙協議して定める ものとする。 この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を 保有する。

この仮契約書は、市川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により市川市議会の可決を得たとき、当然に本契約としての効力を生ずるものとする。

平成24年11月7日

市川市東菅野2丁目23番1号 甲 市川市土地開発公社 理 事 長 小 髙 忠

市川市八幡1丁目1番1号

乙 市川市 代表者 市長 大 久 保 博

○土地の表示

所 在 北方町四丁目

地 番 1477番1

地 目 田

地 積 7,681.92平方メートル

○売買代金

用地費 353, 368, 320円

別紙1

償還表

償還回	償還日	土地代金	補償費	償還額	償還	持分	土地開発公社	市川市	土地開発公社	市川市
				合計	累計額	移転面積	持分割合	持分割合	持分面積	持分面積
第1回	H25.3.31	¥70,676,320	¥0	¥70,676,320	¥70,676,320	1,537.92 m ²	614,400/768,192	153,792/768,192	6,144.00 m ²	1,537.92 m ²
第2回	H26.3.31	¥70,673,000	¥0	¥70,673,000	¥141,349,320	1,536.00 m ²	460,800/768,192	307,392/768,192	4,608.00 m ²	3,073.92 m ²
第3回	H27.3.31	¥70,673,000	¥0	¥70,673,000	¥212,022,320	1,536.00 m ²	307,200/768,192	460,992/768,192	3,072.00 m ²	4,609.92 m ²
第4回	H28.3.31	¥70,673,000	¥0	¥70,673,000	¥282,695,320	1,536.00 m ²	153,600/768,192	614,592/768,192	1,536.00 m ²	6,145.92 m ²
第5回	H29.3.31	¥70,673,000	¥0	¥70,673,000	¥353,368,320	1,536.00 m ²	0/768,192	768,192/768,192	0.00 m ²	7,681.92 m ²
合 計		¥353,368,320	¥0	¥353,368,320		7,681.92 m ²				



